

空き家バンク登録の手引き～利用希望者編～

◎利用希望者の各種手続き

空き家バンクの物件については、石巻市ホームページなどで情報を公開しておりますが、より詳しい情報が必要な場合や、現地の内覧をご希望される場合は、利用者希望者として登録する必要となります。

1 利用希望者とは・・・市内への定住を目的として、空き家等の購入又は賃貸借等により、空き家等を利用しようとする方をいいます。

2 各種手続き

①利用希望者登録をしたい	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク利用希望者登録申請書(様式第10号)・添付書類：居住する市区町村の納税証明書（滞納がないことの証明）、居住する市区町村の住民票・免許証など身分を証明するものの写し <p>⇒ 申請後は提出された書類により審査をいたします。</p> <p>！こんなときは登録できません！</p> <ul style="list-style-type: none">・業として土地建物の売買、媒介等を行おうとするもの。・市区町村民税を滞納しているもの。
②申請・登録後のながれ	<ul style="list-style-type: none">・申請後、登録の可否を通知いたします。 ※空き家バンクの利用希望者登録をお断りする場合があります。・登録後は、空き家物件に掲載の連絡先にお問い合わせをしていただきます。
③登録情報の変更をしたい	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク利用登録者登録事項変更届（様式第13号）を提出していただきます。
④登録情報を抹消したい	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク利用登録者登録抹消届（様式第14号）を提出していただきます。 <p>⇒ 登録抹消後、抹消通知書を送付いたします。</p> <p>⇒ 売買・賃貸契約が確認された場合は自動的に抹消されます。</p> <p>⇒ 登録内容に虚偽の記載があった場合や、空き家等の利用により、公の秩序を乱すことや、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合、登録が抹消されます。</p>